

幼保連携型認定こども園 湯野こども園 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始にあたり、幼保連携型認定こども園湯野こども園があなたに説明すべき内容は、次の通りです。なお、掲載情報は令和8年2月1日現在のものです。この重要事項はお子様が生園されるまで有効とします。変更事項があった場合は、その都度差し替え文書でお知らせいたします。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 大和善隣館
所 在 地	小松市矢崎町ナ 129 番地 1
電 話 番 号	(0761) 58-0328
代表者氏名	理事長 広川 保

2 利用施設

施設の種類	幼保連携型認定こども園								
施設の名称	湯野こども園								
施設の所在地	能美市湯谷町 115 番地 4								
連絡先	電話番号 (0761) 57-1161 F A X (0761) 58-0436 メールアドレス yuno@daiwazenrinkan.com ホームページ http://www.yuno-kodomoen.com								
管理者	園長 堂前 弘美								
対象児童	保育を必要としない満3歳以上の子ども（以下「1号認定子ども」という。） 保育を必要とする満3歳以上の子ども（以下「2号認定子ども」という。） 保育を必要とする満3歳未満の子ども（以下「3号認定子ども」という。）								
利用定員	認定区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小計	合計
	1号認定				3	3	4	10	210
	2号認定				35	30	40	105	
	3号認定	25	30	40				95	
開設年月日	令和6年4月1日								

3 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	11,611.13 m ²
	園庭	3,639.47 m ²
園舎	構造	鉄骨造り
	延べ面積	1,476.00 m ²

(2) 主な設備

設 備	部屋数	備 考
乳児室・ほふく室	2室	0歳児クラス・1歳児クラス
保育室	7室	2・3・4・5歳児クラス
遊戯室	1室	
ランチルーム	1室	
子育て支援室	1室	
調理室	1室	

4 施設の目的・運営方針

幼保連携型認定こども園湯野こども園（以下「本園」という。）は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行うものとします。そして、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適切な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とします。本園は、能美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、その他関係法令を遵守し運営するものとします。

5 提供する特定教育・保育の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号の改正）に基づき、教育・保育の提供を適切に行います。

教育・保育理念

「善隣のこころ」 “いつでも どこでも そしてだれにでも われ等 善き隣人たらん”

子どもの最善の利益を考慮し、生きる力の基礎を培います。

子どもと子育てに優しい社会をめざし、保護者、地域の方と協力します。

教育・保育方針

三つの「ゼン」

「安全」 安全への心くばりを …すべての子どもが「安全」にすごせる心くばりを行います。

子どもたちが、健康・安全で情緒の安定した生活ができるよう努めます。

生活や遊びのなかで、子どもたちに自らの身を守る安全意識を培います。

「自然」 自然に学ぶところを …すべての子どもに「自然」の大切さを気付かせていきます。

子どもたちにできるだけ本物の自然に触れさせ、深い感動と豊かな感性を育みます。

子ども一人一人の個性も【自然】として捉え、自分らしく主体的・意欲的に活動できるよう支えます。

「積善」 積善への意欲づけを …すべての子どもの「積善」への努力を認めていきます。

のびのびとした園生活のなかで人との関わりを通して、善悪の判断等という道徳性の芽生えを育みます。

善き行いを積み重ねる努力を認め、心の育ちを支えます。

教育・保育目標

「心も体も元気な子ども」 「感性豊かで意欲のある子ども」 「関わる力と思いやりのある子ども」

教育・保育の内容

(1) 発達の連続性を考慮した教育・保育の提供

0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達を考慮し展開していく特定教育・保育を提供します。

(2) 様々な年齢の子どもの発達の特性に応じた教育・保育の提供

満3歳未満の子どもについては、特に健康、安全や発達の確保を図ります。

満3歳以上の子どもについては、同一学年の子どもで編制される学級による集団生活の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるようにします。

(3) 食事の提供

子どもの年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。(ただし、1号認定子ども、および2号認定子どもの給食費(主食費と副食費)は、別表1 11ページに掲げる負担有り。)

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	10時45分頃	15時頃	月齢に応じて時間の変更があります。
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		12時頃	15時頃	
5歳児		12時頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(4) 健康に関する内容

① 与薬について

- ・園で薬を飲ませることは、原則として禁止されています。しかし、やむを得ず薬を持参される場合はご相談ください。誤飲や事故を防ぎ、万全を期するために「お薬の依頼書」をよく読まれた上で必要事項を記載し提出していただきます。また、診察後初めての服用となるものはお預かりできません。ご家庭で一度服薬した後、30分間は様子を見て異常がないことを確認してください。土曜日の与薬は致しません。

② 予防接種についてのお願い

- ・子どもが病気にならないために予防接種はとても重要で、園でも予防接種を受けることを保護者の方に啓蒙しております。
- ・厚生労働省から出ているインフルエンザ予防接種ガイドラインでは「予防接種を行った後は走ったり、跳んだりなどの激しい運動をしないように」となっています。激しい運動を行うことで、重い副作用を起こす可能性があるためです。園では日中、散歩や園庭、遊戯場での体を動かす遊びなどを行うため、予防接種は、降園後または、土曜日に受けてください。やむを得ず午前中に接種する場合には接種後は、安静状態を保ち、副作用が無いかを確認してからの登園をお願いいたします。

③ 健康診断について

- ・年長児は秋に就学時健診を受けるため、秋の健康診断(内科健診・歯科検診・視力検査・聴力検査)は実施いたしません。(春のみの健康診断になります)その他の年齢は春・秋の2回行います。

④ 感染症対策について (厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」より)

- ・本園は、感染症が蔓延しないよう、必要な対策を行っていきます。
- ・感染症の診断を受けた後に登園される場合は、かかりつけ医師の許可を得るか、または、厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」に定められた登園停止の期間を経過した後とします。

- ・感染症が発生した場合は、掲示板または、コドモンなどでお知らせいたします。
 - ・嘔吐、便が衣服に付着した場合は、「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、洗わずにお返しいたします。
 - ・医師の診断に関わらず嘔吐・下痢が24時間以内に2回以上あった場合は、脱水症状等の心配があるため登園できません。
 - ・感染症についての症状や登園基準を5ページの「子どものかかりやすい病気」に記載してあります。ご参照ください。
 - ・子どもが、学校保健安全法に定められた伝染病等にかかった場合、他の子どもに感染する恐れがあると園長が認めたときは、出席停止とすることができます。
- ただし、同居家族が学校保健安全法第1種に定められた伝染病等にかかった場合も、他の子どもに感染する恐れがあると園長が認めたときは、出席停止等の対策をとる場合もあります。

⑤病児保育事業（体調不良児対応型）について

保育中に発熱など体調不良となった場合において、保護者が迎えに来るまでの間、安心かつ安全な体制を確保することで、緊急的な対応を図る事業および本園に通園する子どもに対して保健的な対応を図る事業です。登園前より体調不良のお子様はお預かりできません。そのような場合は、病児保育センターが対応しておりますので、お問い合わせください。

能美市病児保育センター 0761-58-2277

子どものかかりやすい病気

病名	主な症状	登園基準
インフルエンザ	高熱（39℃～40℃以上）が3～4日続く。関節痛、筋肉痛、全身のだるさなどが見られる。	発症した後5日を経過し、かつ、熱が下がった後3日間経過するまで。
水痘（みずぼうそう）	かゆみを伴う水泡が全身に出る。一度感染すると体内にウイルスが潜伏し再発時は、帯状疱疹となる。	全ての水泡がかさぶたになるまで。
溶連菌感染症	発熱、のどの痛み、舌が赤く腫れる（莓舌）、全身に赤い発疹がでる。	抗生物質の服薬後24時間が経過するまで。
水いぼ	丸くて硬いいぼ。何か月もかかって全身にいぼが広がっていく。人によっては、軽度のかゆみあり。	休む必要はありません。
アデノウイルス（咽頭結膜熱）	高熱（39℃～40℃以上）、のどの痛み、結膜炎など。	症状が治り、2日間経過するまで。
RSウイルス感染症	発熱、鼻水、咳、呼吸困難などの症状が見られる。低年齢の子どもが感染すると、気管支炎、肺炎になりやすい。	症状が治まり普段の生活ができるようになるまで。
とびひ	きずや虫刺されの部分をかいて、菌が付きジクジク状態になる。ジクジク状態が他の部位に付くと、その部分も同じ症状になり広がる。	主治医の判断に従って下さい。
ヒトメタニューモウイルス	発熱、鼻水、咳、呼吸困難などの症状が見られる。低年齢の子どもが感染すると、気管支炎、肺炎になりやすい。	症状が治まり普段の生活ができるようになるまで。
ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス・ロタウイルス）	主な症状は嘔吐や下痢であるが、症状が悪化すると脱水症を合併する。	症状が治まり普段の生活ができるようになるまで。

子どもの症状別の判断の目安

症状	<u>こんな時は登園を控えて 医療機関を受診しましょう</u>	登園できます
発熱	<ul style="list-style-type: none"> 元気がない、機嫌が悪い、食欲がない 24時間以内に38.0℃以上の熱があった 24時間以内に解熱剤を使った 	<ul style="list-style-type: none"> 24時間以内に、38.0℃以上の熱がない 食欲があり、朝食・水分が摂れている 咳/鼻水の症状は悪くなっていない
咳	<ul style="list-style-type: none"> 咳のため夜間に起きる 連続して咳き込む、呼吸がつかう 機嫌が悪い、食欲がない 	<ul style="list-style-type: none"> 連続した咳がない 喘鳴やつかうな呼吸がない 機嫌がよく、食欲もある
下痢 (軟便～ 水様便)	<ul style="list-style-type: none"> 24時間以内に2回以上の下痢あり 食事や水分を摂ると下痢をする 下痢があり、いつもより体温が高め 	<ul style="list-style-type: none"> 24時間以内に下痢症状が1回のみで、機嫌がよく元気である 食事をしても下痢にならない 排尿回数がいつも通り
嘔吐	<ul style="list-style-type: none"> 24時間以内に2回以上の嘔吐あり 元気がない、食欲がない 吐きがあり、いつもより体温が高め 	<ul style="list-style-type: none"> 24時間以内に嘔吐が1回のみで、機嫌がよく元気である 食欲があり、食事をしても吐かない 顔色がよく、吐き気もない
発疹	<ul style="list-style-type: none"> 発熱に伴って発疹がある 口内炎で食事がとれない (とびひの場合) 全身に出ていて患部を覆えない 	<ul style="list-style-type: none"> かかりつけ医の診察の結果、「感染の恐れなし」「全身状態がよい」と診断された
目の異常	<ul style="list-style-type: none"> 目やにが出て目が腫れている 目が充血している、かゆみがある 	<ul style="list-style-type: none"> かかりつけ医の診察の結果、「感染の恐れなし」と診断された

(5) その他

①預かり保育について

- ・1号認定子どもの預かり保育については、毎月預かり保育申請書の提出が必要となります。
- ※1号認定子どもの行事のない土曜日及び夏季休業日に関しては、預かり保育を行います。

②早朝、長時間、延長保育・土曜保育について

- ・早朝保育、長時間保育、延長保育、土曜保育を利用される場合は申請書の提出が必要です。また、土曜保育については、保護者の方がお休みの場合は家庭での保育をお願いします。

③送迎時の駐車について

- ・駐車場では、車の乗り降りや移動の際には必ずお子様の手を繋いでください。
- ・お互いに気をつけて駐車を心がけてください。
- ・車から離れる時は必ず施錠し、貴重品を車中に置かないようにしてください。
- ・駐車場内及び路上でのいかなる事故等についても本園では保証致しかねますので、細心の注意を払い運転してください。

④保護者に対する子育て支援について

- ・子どもの利益を最優先に、家庭と連携して子どもの育ちを支援していくとともに、保護者が子育てを自ら実践する力の向上に資するよう支援します。
- ・関係機関、専門機関との連携及び協働を図ります。
- ・育児相談、保護者面談、保育参観、おたより(クラスだより・園だより・食事だより・保健だより・連絡帳・ドキュメンテーション等)、ホームページによる情報の公開等を通じて保護者との相互理解に努めます。

⑤ホームページについて

- ・本園は、ホームページ等で情報公開をしています。その時、子どもの顔写真が載る場合がありますの

で、ご了承ください。(個人情報使用同意書を提出していただいております。)

⑥メール配信について

- ・本園は、お知らせや情報等を「コドモン保護者アプリ」より配信していますので、必ずアプリの登録をお願いします。(入園時、登録についての案内をお渡しします。)

⑦写真の注文について

- ・指定の事業者による、インターネットの写真販売システムを通しての購入となります。園行事の写真や保育教諭が写した写真を、保護者が直接システムを通して見て選び、購入していただきます。

⑧変更届の提出について

- ・就業や住所、家庭の状況等に変更がありましたら、能美市への変更届の提出が必要です。速やかに園の方にご連絡ください。

⑨登園時間について

- ・教育・保育の内容の充実した活動を行うため、9:00までに登園してください。
- ・コドモン保護者アプリによる登降園管理システムを使用しております。玄関のiPadにて必ず登降園時の登録をお願いします。

6 職種・員数及び職務の内容

職 種	備 考
【施設長】園長	園務をつかさどり、所属職員を監督する
【副施設長】 副園長・教頭	園長を補佐し円滑な管理運営を行う 園長に事故がある時はその職務を代理する
主幹・副主幹 保育教諭	副園長・教頭を補佐し、所轄の業務内容について所属職員の統括・指導する
保育教諭	教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等を行う
養護教諭	園児の健康状態を観察し健康管理等を行う
看護師	乳児保育の指導・助言等を行う
栄養士	献立作成や給食全般の管理、調理業務及び食育に関する活動を行う
調理員	
保育補助	保育教諭を補助する
事務員	園の運営管理に必要な事務を分掌する
用務員	園内外の管理・整備・修繕等全般の業務を行う
学校内科医	定期健康診断(内科検診)の実施及び指導・助言を行う
学校歯科医	定期健康診断(歯科検診)の実施及び指導・助言を行う
学校薬剤師	水質検査等の衛生管理及び指導・助言を行う

本園では、能美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、その他関係法令及び関係条例を遵守し、特定教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<勤務体系>

常勤職員は8:00~17:00を基本に、ローテーションにより早朝保育、延長保育に対応します。

その他、非常勤職員(短時間勤務)を必要に応じて配置します。

7 開園日・開園時間及び休業日

		7:30	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:30	19:00
1号認定 子ども	教育標準時間	8:00		～		13:00		預かり保育	13:01		～		16:00	
	休業日	・土曜日、日曜日、国民の祝休日 ・夏季休業日 8/14～8/16、冬季休業日 12/29～1/3（ただし、園長が必要と認めた場合は開園することがあります。）												
2・3号認 定子ども	保育標準時間											延長保育		・日曜日 ・国民の祝休日 ・冬季休業日(12/29～翌年1/3)
	(早朝保育)	8:00		～		17:00		(長時間保育)	17:01		18:31		・日曜日 ・国民の祝休日 ・冬季休業日(12/29～翌年1/3)	
	7:30	～		7:59		17:00		18:30		19:00				
	延長保育	7:30		～		7:59		8:00～16:00		延長保育		16:01		
7:30	～		7:59		8:00～16:00		延長保育		16:01		19:00			

8 利用料金

(1) 教育・保育に係る利用者負担額（保育料）

支給を認定した市町村が定める利用者負担額（保育料）をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費（実費徴収）

(1) に掲げる基本保育料のほか、別表 1（10・11 ページ）私的契約利用料を負担していただきます。

※本園は、プレミアムパスポート事業に協賛しています。年度初めにプレミアムパスポートを提示されますと、1号認定の子どもは給食費(副食費)が無料になります。途中入園の方に関しては、入園時にプレミアムパスポートの提示を受け付けます。

9 支払方法

(1) 毎月の利用料及びその他費用を保護者指定金融機関口座から指定日に自動引落（以下、口座振替）させていただきます。引落日は原則、翌月 2 日（金融機関休業日は翌営業日）です。

(2) 口座振替手数料として 1,000 円を年度初め(途中入園児は入園月)に一括徴収させていただきます。(長子のみ徴収)

(3) 園長が特に認めた場合は、現金による納入を認める場合があります。

10 利用終了に関する事項

本園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

(1) 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき

(2) 3号認定子どもの保護者が、法令等の定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) 保護者から退園の申し出があったとき（退園希望月の1ヶ月前の月の初日までに退園届を提出）

(4) 利用者負担額の支払いが2ヶ月以上遅延し、施設からの相当期間を定めた勧告にも関わらずこれが支払われない場合

(5) 利用者（子ども・保護者またはその家族等）が事業者や従事する職員又は他の利用者（子ども、保護者）に対し社会通念を逸脱する行為を行ったとき

(6) 利用者（子ども・保護者またはその家族等）の言動及び要望等が、事業者や従事する職員に対し心身

又は生命の危害を及ぼすおそれがあるとき、またはその他の利用者への本件サービスの提供に著しく悪影響をおよぼしたとき、ハラスメントに該当する事案に対する改善の申し入れ後も改善がみられないとき

(7) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

1.1 学校医等

本園は、以下の学校医・学校歯科医・学校薬剤師と契約を締結しています。

学校医等	内科・小児科	歯科	薬剤師
医療機関の名称	みもうクリニック	山上歯科医院	てまり山代薬局
担当医氏名	水毛生 直則	山上 伸一	前川 敏康
所在地	能美市佐野町ヲ 33	能美市佐野町ヲ 13-1	加賀市山代温泉北部 3-73
電話番号	0761-57-0530	0761-57-1130	0761-77-2157

1.2 緊急時の対応

本園は、「コドモン保護者アプリ」より緊急時の連絡を配信します。

また、保育中の発熱などの体調不良に伴い容態の変化があった場合は、P15の「緊急時の連絡先」へ電話連絡をし、学校医又はかかりつけ医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。保護者との連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させ、本園が指定する医療機関でしかるべき治療等の対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

1.3 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

本園ご利用相談窓口	・受付担当者	園長 堂前 弘美	
	・解決責任者	理事長 広川 保	
	・ご相談時間	本園開園日、開園時間内	
	・電話番号	(0761)57-1161	
	F A X	(0761)58-0436	
	担当者が不在の場合は、本園職員までお申し出ください。		
第三者委員	園井 肇	住 所	小松市土居原町 236
		電話番号	(0761)22-5663
	牧 美鈴	住 所	小松市向本折町寅 273
		電話番号	(0761)22-7494
	吉田 久恵	住 所	小松市矢田町イ 44
		電話番号	(0761)44-2744
	根石 佐恵子	住 所	小松市正蓮寺町い 44
		電話番号	0761-47-0221
	寺田 喜代嗣	住 所	小松市東山町か 6-1
		電話番号	(0761)22-2388
	上村 富美子	住 所	小松市矢田野町ワ-45
		電話番号	(0761)44-3615
	小坂 幸一郎	住 所	能美市佐野町ノ 107-1
		電話番号	090-2831-0450

※本園では、上記のほか、要望・苦情等に係る投函箱「ご意見箱」を設置します。

1.4 非常災害時の対策

火災・地震・台風・水害・竜巻・津波等の非常災害時に対し、別途に定める防災マニュアルや能美市におけるこども園等の自然災害発生時対応ガイドラインに従って対応します。災害の状況によっては、緊急時引き渡しカード(別途配布)の記載に沿って引き渡しを行います。

防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知設備 ・誘導灯 ・消火器 ・災害用備蓄：食糧(粥、カロリーメイト、粉ミルク)、使い捨て哺乳瓶 飲料水 (10L×60本)、災害用トイレ、マスク ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。
避難場所	第1避難場所：園駐車場 第2避難場所：湯野小学校グラウンド

≪近隣の緊急連絡先≫

警察署	110番	能美警察署	(0761)57-0110
消防署	119番	寺井消防署	(0761)58-6321

1.5 利用者に対する保険の種類・保険内容・保険金額

本園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	保険の内容及び保険金額について	利用者負担
災害共済給付	(独)日本スポーツ振興センター ・死亡見舞金 3,000万円、1,500万円 ・障害見舞金 4,000万円～88万円 ・医療費・医療保険並みの療養に要する費用の4/10など	170円/年
賠償責任保険	(福)全国社会福祉協議会 「ふくしの保険」検索 ・対人賠償補償 1億円(個人)/7億円(事故) ・対物賠償補償 1,000万円(事故) ・受託/管理財物賠償補償 200万円 ・人格権侵害 1,000万円 など	なし
PTA 団体傷害保険	損害保険ジャパン株式会社 ・死亡・後遺障害 100万円 ・入院保険日額 1,500円 ・通院保険日額 1,000円	なし
PTA 活動賠償責任保険	損害保険ジャパン株式会社 ・身体 ～3,000万円(個人)/2億円(事故) ・財物 100万円(事故)	なし

1.6 本園におけるその他の留意事項

- ・本園敷地内はすべて禁煙です。
- ・利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する政治活動、宗教活動及び営利活動はご遠慮ください。
- ・利用者(子ども、保護者)が事業者や従事する職員又は他の利用者(子ども、保護者)に対して社会通念を逸脱する行為を行った時は契約を解除する場合があります。

1.7 虐待防止のための措置について

当園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めています。

虐待防止責任者 園長 堂前 弘美

1.8 守秘義務について（子どもたちの情報は外部に漏らしません）

当法人が定める個人情報保護に対する基本方針、特定個人情報取扱規程を遵守し、個人情報保護を図ります。

1.9 個人情報について

ホームページに掲載した写真は閲覧以外での使用はしないでください。

また、園行事等の際に保護者の皆様が撮影された写真・動画に関しても、お子様以外の園児が写っている写真はSNS等に掲載しないでください。

別表1

私的契約利用料表

名称		利用料	説明		
時間外（長時間・延長）保育料		100円/回	18:01～19:00 の保育利用料(喫食代含む)		
*原則実施しないが、保育短時間認定児の延長保育申請があった場合、7:30～7:59の保育利用料100円、16:01～17:00の保育利用料100円、17:01～18:00の保育利用料100円、18:01～19:00 の保育利用料100円徴収する（喫食した場合は別途喫食代金100円徴収）。					
一時預かり	地域枠	1日	2,000円/回	●基準時間8:00～17:00 の9時間の中で、保育の必要な8時間以内の保育利用料。（授乳を含む昼食喫食を含む）ただし、基準時間以外の超過時間利用がある場合は300円/時とする ●半日時間は、8:00～17:00 の9時間の中で、保育の必要な4時間以内の保育利用料	
		半日	2,000円/回		
		昼食喫食あり（授乳を含む）	2,000円/回		
	昼食喫食なし	1,000円/回			
	地域枠外	1日	5,000円/回		●地域枠・・施設所在地と同小学校下居住者 ●地域枠外・・施設所在地と同小学校下外居住者
		半日	5,000円/回		
		昼食喫食あり（授乳を含む）	5,000円/回		
	昼食喫食なし	2,000円/回			
	マイ保育園券枠	午前半日	0円/回 マイ保育園登録カード	●当園にマイ保育園登録された方のみ利用可(マイ保育園登録カード) ●マイ保育園登録カード利用時間は午前中8:00～12:00の間で、4時間以内の保育 午前中のみ利用可	
		1日	マイ保育園登録カード+1,000円		
	特別枠	1日	2,000円/回	●入園1ヶ月前からの慣らし保育及び出産や介護等により一時的に居住地を離れ里帰りのため連続利用する場合で、基準時間8:00～17:00の保育利用料 基準時間以外の利用がある場合は300円/時とする ●その他園長が認める場合	
		半日	2,000円/回		
昼食喫食あり（授乳を含む）		2,000円/回			
昼食喫食なし	1,000円/回				
口座振替手数料	1,000円/年	年度初めに徴収とする。（長子のみ徴収。途中入園の場合は、入園月とする）			
遠足保護者参加費 貸切バス（観光バス）利用時のみ	3,500円/人	1家族につき保護者1名参加の場合のバス料金 ※行先により、入園料等が必要な場合は、別途徴収とする			
日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度 保護者負担金	170円/人	年度初めに徴収とする。但し、途中入園の場合は、入園月とする。（転園による前施設加入証明書がある場合は除く）			

1号認定児 私的契約利用料

名称	利用料	説明
預かり保育利用料(平日)	無料	預かり保育：13:01～16:00
預かり保育利用料 (行事のない土曜日、夏季休業日)	2,000円/回 昼食喫食あり 1,000円/回 昼食喫食なし	原則実施しないが保護者に特別な事情のある場合のみ実施 行事のある土曜日に出席してもこれに該当しない *利用日一週間前からのキャンセルは300円徴収
延長保育利用料	100 円/時	原則実施しないが、保護者に特別な事情がある場合に実施した7:30～7:59、16:01～19:00 の保育利用料。(喫食した場合は別途喫食代金100円徴収)

給食費（副食費及び主食費）

名称	認定区分	利用料	説明
給食費	副食費	1号 (満3歳児含む)	4,000 円/月 (220円/食) 8/14～8/16 を除く一ヶ月当たりの喫食代金 出欠の有無による精算は行なわない プレパス有で副食費は無料 プレパス提示がない場合は、副食費の徴収有り
		2号	4,000 円/月 (220円/食) 8/14～8/16 を除く一ヶ月当たりの喫食代金 出欠の有無による精算は行なわない 土曜日喫食時は喫食回数×追加料 220 円(主食含む)を翌月徴収 ※8/14～16 は、家庭よりお弁当等を持参いただく
	*年収 360 万円未満相当世帯の全ての3～5 歳の子ども及び、18 歳以下の児童等が3人以上いる世帯の第3子以降の子どもは副食費が免除		
	主食費	1号 (満3歳児含む)	1,000 円/月 8/14～8/16 を除く一ヶ月当たりの喫食代金 出欠の有無による精算は行なわない
2号		1,000 円/月 8/14～8/16 を除く一ヶ月当たりの喫食代金 出欠の有無による精算は行なわない	

※前年度給食材料費実績に基づき 10 月 1 日に料金改定を実施する。

個人負担実施徴収分（希望者）

名称	代金	説明
ベットのマット (130cm)	2,160円	3.4.5歳児用
ベットのマット (100cm)	1,950円	1.2歳児用

※延長保育・長時間保育・預かり保育延長利用料は、実績徴収（翌月徴収）とする。

卒園・退園時も翌月徴収とする。

※利用料及び私的契約利用料については、返納等には基本応じないこととする。やむを得ず途中退園しても返納しないこととする。

※プレミアムパスポートを年度初めに提示の場合は、1号認定子どもの給食費（副食費）を無料とする。ただし、途中入園児に限っては、提示を入園月とする。

※着替え用衣類（パンツ・シャツ）は原則、家庭から持ってきたものを使用するが、やむを得ず園のものを使用する際は、園からの新品の物を提供し、その代金は保護者負担（実費徴収）とする。

※午睡用寝具類の持参がなく園のものを使用する際は、衛生面を考慮し、使い捨ての寝具（シーツ・バスタオル）を提供し、その代金は保護者負担（実費徴収）とする。

※その他、個人の物品購入等、実費徴収が必要となる事象が発生した場合には別途実費分徴収とする。